

報告第29号

債権放棄の報告について

ふじみ野市債権管理条例（平成30年ふじみ野市条例第2号）第15条の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条例第16条の規定により報告する。

- 1 放棄した債権の名称 学校給食費
 - 2 放棄した債権の件数及び額 2件 109,406円
 - 3 放棄した事由
 - (1) 債務者が死亡、失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、弁済する見込みがないと認められるため
 - (2) 私債権について、消滅時効に係る期間が満了したため
 - 4 所管課 学校給食課
- 令和5年8月28日提出

ふじみ野市長 高 畑 博